

## 国民健康保険平戸市民病院売店運営事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要項

### 1. 事業目的

国民健康保険平戸市民病院（以下「病院」という。）では、令和5年3月末をもって売店を運営する団体が売店運営事業から撤退する予定であり、本要項は、病院利用者へのサービス向上及び病院職員の福利厚生を図ることを目的として、売店運営事業者（以下「事業者」という。）を「公募型プロポーザル方式」（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものとする。

### 2. 事業概要

国民健康保険平戸市民病院売店運営事業

### 3. スケジュール期間等

- ① 現事業者退去日：令和5年3月31日（金）
- ② 開店希望日：令和5年4月上旬（第2週のできるだけ早い時期）  
※別途相談とする

### 4. 病院概要

#### （1）病院の概要

- ① 施設名：国民健康保険平戸市民病院
- ② 所在地：長崎県平戸市草積町1125番地12
- ③ 稼働病床数：87床 ※令和2年1月1日～  
一般58床（急性期48床、地域包括ケア10床）  
療養29床
- ④ 介護医療院：13床
- ⑤ 診療科：8診療科
- ⑥ 施設利用者数

#### 【令和3年度実績】

外来患者数：167人／1日平均

▽令和2年度実績 161人／1日平均 ▽令和元年度実績 177人／1日平均

入院患者数：60人／1日平均

▽令和2年度実績 70人／1日平均 ▽令和元年度実績 84人／1日平均

※令和2年度、令和3年度は、新型インフルエンザ感染症等患者受け入れにより、病床を減らしたことから入院患者数が少ない。

- ⑦ 診療時間：午前8時30分から ※午前7時40分には入館
- ⑧ 休診日：土曜日、日曜日、祝日法による祝日及び年末年始（12/29～1/3）
- ⑨ 面会時間：7時から20時  
※現在は、新型インフルエンザ感染症等により原則、面会禁止となっている。
- ⑩ 建物規模：本館 鉄筋コンクリート造 3階／地下1階建  
延べ床面積 7,535㎡
- ⑪ 備考：食堂は有しない

(2) 売店施設等面積

○店舗となる部分の面積：売店	11.2㎡
売店外自販機設置可能場所	0.7㎡

5. 使用に関する条件等

(1) 使用形態

事業者は、売店として使用する部分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産使用許可（以下、「使用許可」という。）を受けて使用するものとする。

(2) 使用期間

- ① 使用期間は使用許可を受けた日から令和9年3月31日までの3年間とする。
- ② 原則として、使用許可期間の満了時には、事業者の負担で使用期間満了日までに原状復帰して返却するものとする。但し、病院が特に承認した場合はこの限りではない。
- ③ 使用許可を取り消された場合、または、契約を中途解約する場合は、速やかに原状復帰を行うものとし、立ち退き及び原状復帰に要する費用については、事業者の負担とし、撤去に要する期間についても、使用許可期間に含むものとする。

(3) 施設使用料

- ① 平戸市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例（平成17年10月1日条例第64号）第2条の規定に基づき施設使用料を徴収する。また、施設使用料は毎月徴収する。  
※令和4年度 売店施設等面積から積算した場合、年額 67,760円（税抜）となる。
- ② 施設使用料には消費税及び地方消費税相当額を加算する。使用期間中に消費税及び地方消費税の税率が変動したときは、施行日以後における消費税及び地方消費税相当額は変動後の税率を用いて計算する。
- ③ 前記施設使用料は、病院が発行する納入通知書により病院が指定した期日までに納入するものとする。
- ④ 施設使用料の支払いは、売店営業開始日から支払うものとする。なお、使用期間が1月に満たない場合は、日割計算により徴収する。
- ⑤ 使用料等の振込に手数料が必要な場合は、事業者の負担とすること。

(4) 建築内装工事及び設備機器工事等

- ① 事業者の独自工事が必要な場合は、令和5年4月1日以降に施工すること。
- ② 室外機タイプの冷蔵機器の設置を希望する場合は病院と協議をおこなうこと。ただし、売店の位置や構造等の問題から、設置を確約するものではない。

参考資料1 国民健康保険平戸市民病院1階平面図

(5) 通信機器等の設置

売店には病院側で内線電話を設置する。外線電話（ファックス、通信回線を含む。）を設置する場合は、事前に協議すること。また、通信機器等の工事費用、設置機器等は事業者の負担とする。

(6) 電気料金等の負担

売店で使用する電気料は、毎月徴収する。水道代は、病院が負担する。他の光熱水費が必要な場合は、事業者において負担すること。

(7) 維持管理責任

- ① 使用許可後の売店内の設置設備（病院が用意するものも含む）の維持管理、修繕、交換及びメンテナンス等の費用は、原則として事業者が負担すること。

- ② 使用物件の維持管理のため通常必要とする経費のほか、清掃、防虫防鼠、消毒等衛生管理、ごみ処理にかかる経費等、営業にかかるすべての経費は、事業者の負担とすること。
- ③ 廃棄物の管理、回収及び処分は、事業者の負担により責任を持って行うこと。
- ④ 売店内の清掃は、事業者の責任において実施すること。

## 6. 運営に関する条件等

### (1) 基本条件

- ① 各サービスを効率的に長期にわたって運営ができること。
- ② 利用者のニーズに即応でき、病院内施設としてふさわしいサービス内容であること。

### (2) その他の条件等

- ① 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定に基づく使用許可を受け、その許可を遵守し、平戸市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例(平成17年10月1日条例第64号)第2条の規定に基づく使用料が確実に納付できること。
- ② 患者サービスの向上及び職員の福利厚生のために病院側と必要に応じて協議すること。また、店舗の運営状況について定期的に報告すること。
- ③ 使用許可を受けた部分について第三者への譲渡及び転貸はできないものとする。第三者へ譲渡及び転貸が発覚した時点で、使用許可は取り消しとなる。ただし、売店運営者のフランチャイズ契約に基づき、フランチャイズ相手方の機器等を設置するためによるものは除く。
- ④ 営業に必要な各種法令に基づく許認可などは事業者が取得すること。
- ⑤ 食品衛生法その他関係法令等を遵守し衛生管理を徹底すること。
- ⑥ 営業時間は次の時間を原則とし、プロポーザルの提案に基づき病院との協議により決定する。  
平日：8時20分から16時
- ⑦ 商品や材料等の搬入・搬出時間及び経路については、病院側と調整すること。
- ⑧ 従業員の接遇研修を実施し、常に良質なサービスの提供に努めること。
- ⑨ 診療材料、患者向け図書等、病院の指定する物品及びサービスが提供できること。
- ⑩ アルコール類(ノンアルコール類を含む)、たばこ(喫煙関連商品を含む)、果物ナイフ、ハサミなどの刃物類、生花や鉢植え、青少年の健全な育成に影響を及ぼす図書等の販売は認めない。
- ⑪ 取扱商品の価格、サービス料金は市中価格と同程度以下になるように検討すること。
- ⑫ 車椅子や点滴スタンドを使用している利用者などが利用しやすいよう、できるだけ店内通路幅、陳列棚の高さ等レイアウトの配慮をすること。
- ⑬ 店内に利用者に対する禁煙表示を行うこと。
- ⑭ 従業員の駐車場については、協議の上、許可する。
- ⑮ 病院が行うイベントの開催時には協力すること。
- ⑯ 事業者の責に帰すべき事由により、病院又は第三者に損害を与えた場合には、すべて事業者の負担と責任において問題解決を図り賠償すること。
- ⑰ その他、営業に際し必要な事項が発生した場合はその都度協議すること。

## 7. 参加資格要件

本プロポーザルに参加する事業者(以下「参加者」という。)は、次の資格要件をすべて満たし

ているものとする。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- イ 平戸市内に本社・支店等があること。
- ウ コンビニエンスストア等の場合はフランチャイズ加盟店とする。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き開始の申立て（同法附則第2条に規定する申立てを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続き開始の申立てをしていない者（更生計画又は更生計画が認可された者を除く。）であること。
- オ 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。
- カ 国税及び地方税を滞納していない者であること。

## 8. 事業候補者選定の概要

### (1) 選定方式

公募型プロポーザル方式による選考とし、事業提案書等、プレゼンテーション及びヒアリングにより総合的に評価して売店運営事業候補者を選定する。

### (2) 実施スケジュール

実施スケジュールは次のとおりとする。なお、都合により変更する場合は国民健康保険平戸市民病院のホームページにて行う。

内容	日程
公告	令和5年1月4日（水）～ 令和5年1月21日（金）
現地見学受付期間	令和5年1月10日（火）～1月21日（金）
現地見学	令和5年1月10日（火）～1月21日（金） 随時（「9. 現地見学の実施」のとおり）
プロポーザル参加申請書提出期限	令和5年1月23日（月）17時まで
質問受付期限	令和5年1月27日（金）15時まで
質問回答	令和5年1月31日（火）17時まで
企画提案書提出期限	令和5年2月8日（水）17時まで
プレゼンテーション及びヒアリング	令和5年2月13日（月）の週
選考結果通知	プレゼンテーション及びヒアリング実施後
工事施工可能期間（必要な場合）	令和5年4月3日（月）以降
備品等設置期間	令和5年4月3日（月）以降
売店オープン	令和5年4月上旬 予定

## 9. 現地見学の実施

本プロポーザルへの参加者を対象として、次のとおり現地見学を実施する。プロポーザルに参加を予定されている事業者は参加ください。なお当日は、本実施要項等の資料を持参すること。

### (1) 日時

令和5年1月10日（火）～1月21日（金）

いずれも平日の15時30分以降から17時まで

(2) 会場

国民健康保険平戸市民病院 本館1階 売店

(3) 見学申込方法

見学を希望する場合は、見学希望日の前日までに、電話または電子メールにて連絡すること。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は、受付できない。

(4) 提出先 「15. 問い合わせ先及び書類提出先」のとおり

10. 参加申請

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、必要事項を記入し、次の書類を提出すること。

(1) 提出書類及び部数

①プロポーザル参加申請書（様式第1号） 1部

②会社概要（様式第2号） 2部

<添付書類>

◇ 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）直近3年分

◇ 会社案内、パンフレット等があれば添付

◇ 所管税務署が発行する納税証明書（その3の3） 法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明

◇ 都道府県税事務所及び市町村が発行する納税証明書（その4） 滞納処分を受けたことのない証明

◇ 売店業務実績

※提出できない書類がある場合には、理由を示した文書（任意様式）を提出すること。

(2) 提出期限

令和5年2月8日（水）17時まで

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は、受付できない。

(3) 提出先

「15. 問い合わせ先及び書類提出先」のとおり

(4) 提出方法

持参又は郵送

※郵送の場合は、郵便書留とし期限必着とする。

(5) 参加の無効

次に掲げる場合に該当するときは、本プロポーザルへの参加を無効とし書面によりその旨を通知する。

① 「7. 参加資格要件」に掲げる資格のない者が提出した場合

② 提出期限、提出先及び提出方法に適合しない場合

③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

④ 虚偽の内容が記載されている場合

11. 質問の受付及び回答

質問の受付は、次のとおり行う。

(1) 受付期限

令和5年1月27日（金）15時まで

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は、受付できない。

(2) 提出先

「15. 問い合わせ先及び書類提出先」のとおり

(3) 提出方法

質問書（様式第3号）に必要事項を記入のうえ、持参、FAX又は電子メールにて提出すること。

なお、電話による質問は受け付けない。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、質問者を特定できる情報を削除のうえ、令和5年1月31日（火）17時までに、参加申請者全員に電子メールにより回答する。

12. 事業提案書の提出方法等

(1) 提出書類と部数

- |               |               |
|---------------|---------------|
| ①企画提案書（様式第4号） | 1部            |
| ②事業提案資料（書式任意） | 8部（正本1部、副本7部） |

【提案項目】

提案書は、「5. 使用に関する条件等」「6. 運営に関する条件等」の内容を考慮し、次の項目を記述した上で、提出すること。

①店舗の運営方法

- ・管理運営に係る基本方針
- ・物流システム及び商品管理システム

②従業員の配置体制

- ・従業員の配置体制、指揮命令系統
- ・従業員の労働条件、教育方針

③食品衛生・安全管理

- ・食品衛生、品質管理の体制及び事故防止策
- ・防犯、防災等の安全管理

④商品・サービスの構成

- ・販売を予定している主な商品の構成やサービスの種類

⑤環境への配慮

- ・廃棄物の回収方法及び処理方法
- ・廃棄物の減量化を推進する取り組み
- ・事業者としての省エネルギー、リサイクル等の活動

⑥コンセプト・レイアウト

- ・店舗の全体のコンセプト
- ・店舗のレイアウト、店内・外観イメージ（イラスト・写真等）

⑦アピールポイント ・アピールできる事項や特徴ある事項及び展望等

⑧営業日、営業時間の考え方

- ・売店を営業できる日及び開店時間の速さ、閉店時間の遅さ

(2) 提出期限

令和5年2月8日（水）17時まで

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は、受付できない。

(3) 提出先

「15. 問い合わせ先及び書類提出先」のとおり

(4) 提出方法

参加申請書のPDFデータを国民健康保険平戸市民病院「h\_hospital@city.hirado.lg.jp」にメール送信してください。

13. 選定方法等

(1) 選定方法

①事業者の選定にあたっては、提出された事業提案書類をもとにプレゼンテーション及びヒアリングを行い、総合的に評価し最も優れた提案を行った者を売店運営事業候補者として選定する。評価は、「国民健康保険平戸市民病院売店運営事業者選定に係る公募型プロポーザル候補者選定委員会」を設置し、事業提案の内容について公平かつ適正な評価を行う。

②参加者によるプレゼンテーションは、令和5年2月13日(月)の週に行う。プレゼンテーション20分、ヒアリング20分程度の予定で行う。場所等の詳細については、別途連絡する。

(2) 選定結果の通知

プレゼンテーション及びヒアリング実施後に事業提案書提出者全員に文書にて通知する。なお、選定結果についての異議申し立ては一切受け付けないものとする。

(3) 売店運営事業者の決定

選定された事業者候補者は、提出書類に基づき具体的な業務内容について病院と協議し、合意に達したのち売店運営事業者として決定する。病院は、選定された売店運営事業候補者が資格要件を満たさなくなった場合及びその他の理由において交渉ができない場合は、売店運営事業候補者の優先交渉権を取り消し、次点者を売店運営事業候補者として交渉を行う。

14. その他

①書類の作成に用いる言語は日本語とする。

②提出された書類の返却は行わない。また、原則として、書類提出後の記載内容変更は認めない。

③本プロポーザル参加に要する費用は、参加者の負担とする。

④事業提案書提出後、病院の判断で参加者に補足資料の提出を求めることがある。

⑤決定後において、提出書類に虚偽の記載が行われていることが判明した場合は、決定を取り消すことがある。

15. 問い合わせ先及び書類提出先

〒859-5393 長崎県平戸市草積町1125番地12

国民健康保険平戸市民病院 総務班

電話番号：0950-28-1113 (代表)

FAX番号：0950-28-0800

メールアドレス：h\_hospital@city.hirado.lg.jp